

1. 概要

- ✓本市は、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域との区分を定めており、市街化を抑制すべき区域を市街化調整区域としている。
- ✓市街化調整区域の既存集落を形成している区域において、農林水産業の生産環境を守りつつも、生活環境の向上やコミュニティの維持・活性化を図るため、平成22年度に集落内開発制度を導入し、定住促進などのための土地利用を誘導している。
- ✓頻発・激甚化する自然災害に対応した安全なまちづくりを推進するため、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が公布（R2.6）され、市街化調整区域の災害ハザードエリアにおける開発許可が厳格化された。（R4.4施行）
- ✓都市計画法（以下、法という）改正により集落内開発制度指定区域に**災害ハザードエリア（土砂及び浸水）**を原則として含まないこととなったため、同エリアの明確化等を行う必要がある。

2. 法改正の内容（第34条第11号、12号）

現行法

条例区域の指定に当たっては、原則として「**溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域**」等を指定区域に含まないよう定められている。

↓
除外が徹底されていない場合がある

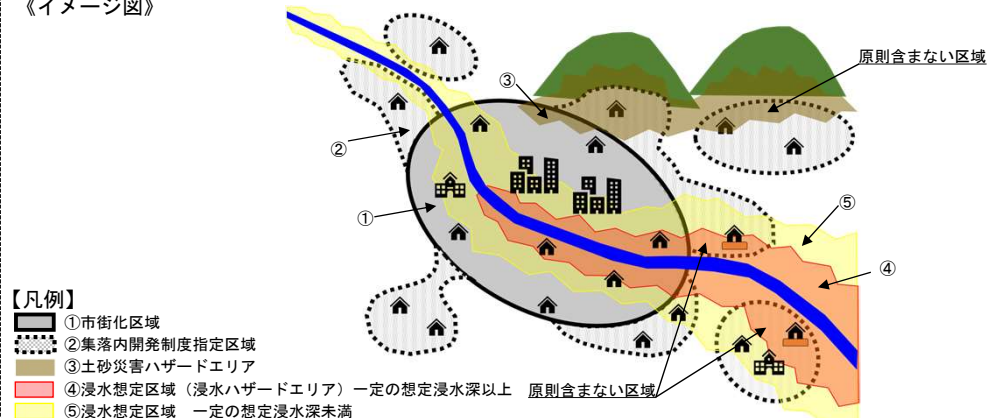
改正法

区域指定の際、原則として含まない区域の基準（災害リスク）の明確化

土砂：災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩危険区域、土砂災害警戒区域

浸水：水防法の浸水想定区域等のうち、災害時に人命に危険を及ぼす可能性の高いエリア

《イメージ図》



3. 法改正を踏まえた対応

(1) 条例・規則の改正

- 熊本市開発許可の基準等に関する条例
- 熊本市開発許可の基準等に関する条例第5条に規定する土地の区域の指定に関する規則

(2) 対応方針決定

技術的助言（R3.4.1）で提示

①災害リスクの高いエリアの考え方

- ・一定の想定浸水深以上の浸水想定区域
〔降雨規模：想定最大規模※1（L2）、想定浸水深：3.0mを目安〕
- ・浸水継続時間が長時間に及ぶ区域 ※1 現時点の技術により当該地域において想定される最大の降雨規模
- ・浸水被害常襲地

②社会経済活動の継続が困難になる等地域の実情に照らしやむを得ず

- 例外的に条例区域※2に含むことができる区域 ※2 集落内開発制度指定区域
- ・避難場所への確実な避難が可能
- ・安全上及び避難上の対策の実施（居室の高床化、地盤の嵩上げ等）
- ⇒条例や審査基準等において明らかにする

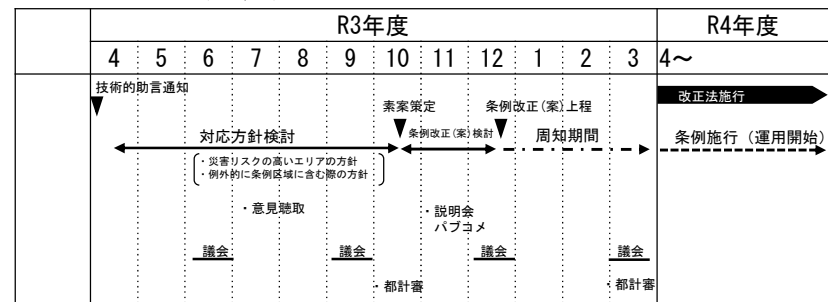
↓ 都市計画審議会や地域等に意見聴取

対応方針決定

(3) 地域等説明、意見聴取

- ・議会、地域、都市計画審議会委員等
- ・説明会、審議会、パブリックコメント等の実施

4. スケジュール（予定）



5. その他

(1) 法改正（地区計画関連）への対応について

地区計画についても災害リスク対応に関する改正法が成立。（R3.4.28）

- ・避難施設、避難路、雨水貯留浸透施設を地区整備計画に位置付けるものとする
- ・敷地地盤面・建築物居室の床面の高さの最低限度を地区整備計画で定めることができる

(2) 社会情勢を踏まえた土地利用の検討 等

- ・市街化区域及び市街化調整区域への編入の考え方
- ・今後の市街化調整区域の地区計画について
- ・地域活性化に資する地区計画（産業立地型）の導入推進 等